

会社設立に関する諸官庁への手続

株式会社を設立した時は（株式会社の設立登記が完了すると）、それぞれの法令に基づき、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所などの諸官庁へ主として次のような手続が必要となります。

1. 税務署への手続

書式名	提出先等	提出時期
法人設立届出書	納税地（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地）の諸葛税務署長	法人設立の日以後2か月以内（法税148条）
青色申告の承認申請書	納税地の所轄税務署長	青色申告書によって申告しようとする事業年度の開始の日の前日までに（法税122条）
棚卸資産の評価方法の届出書	納税地の所轄税務署長	所定の提出期限までに（法税令29条）
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書	納税地の所轄税務署長	有価証券を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（ただし、法人税法72条1項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに（法税令119条の5）
減価償却資産の償却方法の届出書	納税地の所轄税務署長	所定の提出期限までに（法税令51条）
事前確定届出給与に関する届出書	納税地の所轄税務署長	株主総会等の決議によりその役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合における当該決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、当該開始する日）から1月を経過する日（法税令69条2項）
申告期限の延長の特例の申請書	納税地の所轄税務署長	法人税の確定申告書の提出期限を延長する場合に、最初の適用を受けようとする事業年度終了の日までに（法税75条の2）
土地の無償返還に関する届出書	納税地の所轄税務署長	契約後遅滞なく
相当の地代の改訂方法に関する届出書	納税地の所轄税務署長	契約後遅滞なく
権利金等及び受取地代の明細書		上記書式に添付
給与支払事務所等の開設届出書	事務所等の所在地の所轄税務署長	事務所を開設した日から1か月以内（所税230条）
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	納税地の所轄税務署長	納期の特例を受けようとするとき（所税216条・217条）
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	主たる給与の支払者を経由して所轄税務署長	毎年、最初に給与等の支払を受ける日の前日までに（所税194条）
消費税の新設法人に該当する旨の届出書	本店の所在地の所轄税務署長	消費税法12条の2に規定する新設法人に該当することとなった場合に速やかに（消税57条2項）
消費税課税期間特例選択届出書	本店の所在地の所轄税務署長	課税期間の特例を受けようとする場合に短縮に係る課税期間の開始の日の前日まで（消税19条1項）
消費税課税事業者選択届出書	本店の所在地の所轄税務署長	課税事業者となることを選択しようとする課税期間の初日の前日（なお、新規開業した事業者等は、その開業した課税期間の末日）まで（消税9条4項）

2. 都道府県・市町村役場への手続（東京都の場合）

書式名	提出先等	提出時期
法人設立・設置届出書（事業開始等申告書 その1）	所轄都税事務所長	事業を開始し、又は事務所若しくは事務所を設けた日から15日以内（都税条例26条1項）
法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書	所轄都税事務所長	事業年度終了の日から22日以内
申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書	所轄都税事務所長	事業年度終了の日まで

（注）地方税に関する事務は、各都道府県又は、市町村により、その取扱方、その取扱事務所等が異なりますので、具体的な手続は、各々の最寄の税務事務所等にお尋ねください。

3. 労働基準監督署への手続

書式名	提出先等	提出時期
適用事業報告	所轄労働基準監督署長	事業を開始し、労働者を使用するとき遅滞なく（労基則 57 条）
労働保険保険関係成立届	所轄労働基準監督署長（ただし、一元適用事業者であって、事務組合に事務処理を委託しないもの（雇用保険の保険関係のみが成立する事業を除きます。）及び二次元適用事業の労災保険分の場合です。）	労働保険の保険関係が成立した日から 10 日以内（労保徴 4 条の 2 第 1 項）
就業規則作成届	所轄労働基準監督署長	労働者を 10 人以上使用するときに遅滞なく（労基 89 条、労基則 49 条）
1 箇月単位の変形労働時間制に関する協定届	所轄労働基準監督署長	1 か月単位の変形労働時間制を採用しようとするとき（労基 32 条の 2、労基則 12 条の 2 の 2）
1 年単位の変形労働時間制に関する協定届	所轄労働基準監督署長	1 年単位の変形労働時間制を採用しようとするとき（労基 32 条の 4、労基則 12 条の 4 第 6 項）
時間外労働・休日労働に関する協定届	所轄労働基準監督署長	時間外労働、休日労働を行おうとするとき（労基 36 条、労基則 17 条）
時間外労働・休日労働に関する協定届（事業場外労働の協定届兼用）	所轄労働基準監督署長	時間外労働、休日労働の届出に事業場外労働の届出を付記する場合（労基 36 条・38 条の 2 第 1 項～3 項、労基則 17 条・24 条の 2）
時間外労働・休日労働に関する労使署長委員会の決議届	所轄労働基準監督署長	労使委員会の決議書により、時間外労働、休日労働の届出をする場合（労基 36 条、労基則 17 条）
時間外労働・休日労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届	所轄労働基準監督署長	労働時間等設定改善委員会の決議書により、時間外労働、休日労働の届出をする場合（労基 36 条、労基則 17 条）
事業場外労働に関する協定届	所轄労働基準監督署長	常態として事業場外労働を行おうとするとき（労基 38 条の 2 第 1 項～3 項、労基則 24 条の 2 第 3 項）
専門業務型裁量労働制に関する協定届	所轄労働基準監督署長	専門業務型裁量労働制を行おうとするとき（労基届 38 条の 3・38 条の 2 第 4 項・5 項、労基則 24 条の 2 の 2 第 4 項）
企画業務型裁量労働制に関する決議届	所轄労働基準監督署長	企画業務型裁量労働制を行おうとするとき（労基 38 条の 4、基則 24 条の 2 の 3）

4. 公共職業安定所への手続

書式名	提出先	提出時期
雇用保険適用事業所設置届	所轄公共職業安定所長	事業所を設置した日の翌日から 10 日以内（雇保則 141 条）
労働保険保険関係成立届	所轄公共職業安定所長（ただし、一元適用事業者であって、事務組合に事務処理を委託するもの、一元適用事業者であって事務組合に事務処理を委託しないもののうち雇用保険の保険関係のみが成立する事業及び二元適用事業の雇用保険分の場合です。）	労働保険の保険関係が成立した日から 10 日以内（労保徴 4 条の 2 第 1 項）
雇用保険被保険者資格取得届	所轄公共職業安定所長	労働者を採用した日の翌月 10 日までに（雇保則 6 条）

5. 年金事務所への手続

書式名	提出先	提出時期
健康保険・厚生年金保険新規適用届	年金事務所（適用事務所になると同時に健康保険組合に編入しようとするときは、健康保険組合）	社会保険の適用事務所となった日から 5 日以内（健保則 19 条、厚年則 13 条）
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	年金事務所又は健康保険組合	新たに従業員を採用したときなど法定の事実のあった日から 5 日以内（健保則 24 条、厚年則 15 条）
健康保険被扶養者（異動）届	年金事務所又は健康保険組合	被扶養者を有することになった日から 5 日以内（健保則 38 条）